平成２４年（フ）第１７４号
山形市白山１丁目17番27―301号　晃七第三マンション、前住所山形市南館３丁目12番40号
債務者　五十嵐政人
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６４号
群馬県高崎市金古町1451番地７
債務者　森田　博道
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２７６号
群馬県高崎市藤塚町49番地１　ベルコート藤塚303号
債務者　貞永　　純
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５８５号
埼玉県春日部市大場1400番地９　武里ビレッジ203号
債務者　戸澤　ユリ（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５９８号
埼玉県三郷市戸ヶ崎２丁目306番地２　藤和シティホームズ水元公園401号
債務者　田口　敏夫
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
新潟市中央区鐙１丁目16番13号　コーポラスリム507号
債務者　鈴木　充治
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２９号
新潟市東区石山団地10番12―83号
債務者　渡邉　　剛
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７１号
新潟県魚沼市根小屋6374番地２
債務者　星野　恒子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
京都府福知山市字前田33番地　市営南佳屋野団地Ａ棟205号
債務者　松本　伊希
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第２４６号
岡山県倉敷市鶴形２丁目６番17号
債務者　樋口　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
岡山県倉敷市宮前419番地194　幸運コーポ201号
債務者　伊藤　徳昭（旧姓野原）
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
岡山県倉敷市連島町鶴新田588番地　プレジール今城Ａ―102
債務者　矢迫　道子（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
高知県南国市大埇甲1339番地14
債務者　山岡　明美
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１００号
群馬県高崎市鼻高町47番地５　Ｊ―53、開始決定時の住所群馬県佐波郡玉村町大字上之手1952番地８
破産者　後閑　美幸
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９７７号
大阪市中央区南新町１―１―１　サクマビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南新町１丁目１番１号サクマビル401号
破産者　コムテクノアルファ株式会社
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４０１号
大阪府吹田市南吹田５丁目32番20号
破産者　ＴＳ株式会社（旧商号テスコム株式会社）
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２６２号
大阪府守口市大日町２丁目９番21号
破産者　株式会社エム技研
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部